

(様式第1号)

会議録       会議要旨

会議の名称	令和4年度第1回 芦屋市都市景観審議会
日時	令和4年8月18日(木) 午前10時～午前11時50分
場所	芦屋市役所 南館4階 大会議室
出席者	会長 徳尾野 徹 委員 嶽山 洋志、増岡 亮、小浦 久子、平田 智仁、伊藤 晃彦、 川島 あゆみ、中前 あゆみ 欠席委員 加我 宏之、栗山 尚子 事務局 佐藤副市長、西田技監、辻都市建設部長、 長良まちづくり担当課長、岡本係長、福井主査、脇係員
事務局	都市計画課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者8人中8人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 会議の成立報告

6 会長選出

7 会長職務代理者の指名

8 議 事

(1) 署名委員の指名

(2) 議 題

(諮問事項)

ア 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による特例許可について

(報告事項)

ア 景観地区における認定状況について

イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について

9 その他

10 閉 会

## 2 提出資料

資料－1 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による許可申請図面一式

資料－2 景観地区における認定状況

資料－3 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況一覧

## 3 審議内容

(事務局長良) おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催させていただきます。本日の審議会の進行を務めさせていただきます都市計画課の長良です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。「資料」、「会議次第」、「出席者配席図」をお配りしておりますが、揃っておりますでしょうか。

本日はマイクを使用して会議を進めさせていただきたいと思っております。

また、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承願います。

資料につきましては個人情報を含むものになりますので、会議が終わりましたら、お席においていただき、ご退出いただきますようお願いいたします。

なお、本審議会の委員の改選を令和2年11月に行いましてから、初めての会議であり、議事に入りますまでは事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第の2番目になりますが、審議会の開催にあたりまして、佐藤副市長から挨拶をさせていただきます。

(佐藤副市長) 皆様おはようございます。本日は大変お世話になります。よろしくお願いいたします。本来であれば伊藤市長がご挨拶をさせていただきますところですが、本日は公務が重なりましたので、私のほうからごあいさつをさせていただきます。

この度は3年ぶりの行動制限のないお盆ということで先生方に置かれましては少しは心穏やかに過ごされている方もおられるのではないかと思います。一方ではコロナ感染の第7波のピークを迎えるということで、8月の初めに兵庫県において検査キットの配布が決まりました。有症で軽症者に限りますが、検査キットを直接お配りして、ご自身で検査をしていただいで、陽性者の方には登録を行っていただくということになります。関西圏では兵庫県がこの方法を初めて採用しました。検査キットの配布については市町でも配るとということで、芦屋市でもドライブスルー方式でご案内を申し上げております。コロナウイルスは2類に分類されます感染症ですので、ドクターが介在しないことに未だに賛否がございましたが、医療機関が崩壊の危機にさらされているとのことで、その状況を迂回させることが目的であるとのことで、我々としてもできることをやってまいろうということで取り組んでおります。

余談になりましたが、4年ぶりの都市景観審議会の開催ということになります。委員の皆様におかれましては、日頃より芦屋市の景観行政にご指導ご協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。本日は、「芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく特例基準による許可にかかるご審議を賜ることとなっております。昭和45年に施行された、兵庫県の条例により、本市の風致の維持を行ってまいりましたが、平成26年に景観行政団体となったことから、翌年には風致に関する市独自の条例を定め、芦屋らしい自然的景観の風致の維持を図ってきております。本日ご審議を賜る案件は、景観行政に特に力を注いでおります芦屋市として、特例基準による許可を行うことにより、周辺の景観向上に寄与するものと考えておりますので、なにとぞご審議の程よろしくお願いいたします。以上簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長良) 続きまして、会議次第3番目の委員紹介に入らせていただきます。

現在の都市景観審議会の委員任期は令和2年11月より令和4年10月までとなっております。

前回の開催は平成30年8月に景観重要建造物の指定の諮問をさせていただいた審議会で、その会以降、4年間、開催の実績がございませんでした。その間に交代となられた委員の方、事務局側の体制も変わっております。今後は、諮問や説明事項がない場合も、景観地区における認定状況やアドバイザー会議の開催状況などをご報告させていただくため、年に1回は審議会を開催いたしますよう進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

前回の開催から、新しい方もいらっしゃいますので、名簿順に委員みなさまのご紹介を事務局よりさせていただきます。

学識経験者として、令和2年11月より新たに委員になりました大阪公立大学大学院工学研究科教授の徳尾野徹委員です。

令和2年11月より新たに委員になりました兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授の嶽山洋志委員です。

令和2年11月より新たに委員になりました大手前大学建築・芸術学部准教授の増岡亮委員です。

神戸芸術工科大学環境デザイン学科教授の小浦久子委員です。

神戸大学大学院工学研究科建築学専攻准教授の栗山尚子委員ですが、本日はご欠席となっております。

大阪公立大学大学院農学部緑地環境科学科教授の加我宏之委員ですが、本日はご欠席となっております。

弁護士の平田智仁委員です。

次に県の職員として、令和4年4月より新たに委員になりました兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事の伊藤晃彦委員です。

また市議会から令和4年6月より新たに委員になりました芦屋市議会建設公営企業常任委員会委員長の川島あゆみ委員です。

市民委員として平成30年11月より新たに委員になられ、今期も引き続き委員をお引き受けいただきました中前あゆみ委員です。

続きまして、会議次第4番目の事務局紹介です。委員の皆さまから向かって、前列におります市の職員を紹介させていただきます。

改めまして、副市長の佐藤徳治です。

技監の西田憲生です。

都市建設部長の辻正彦です。

また後列に、都市計画課長良です。

同じく都市計画課係長の岡本です。

同じく都市計画課主査の福井です。

同じく都市計画課係員の脇です。以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第5番目、会議の成立報告ですが、本日委員10名のうち、8名の方にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。

次に、会議次第6番目、会長の選出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の「関係法令・条例他」とありますファイルをお開きいただきまして、青いインデックスの最初のところにございます「芦屋市都市景観審議会規則」をご覧ください。第2条に「会長」に関する規定がございまして、「審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。」と規定されております。本来であれば委員の皆さまで議論していただき、お決めいただきたいところではありますが、事務局から提案させていただくということでいかがでしょうか。

<全員異議なし>

(事務局長良) ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、徳尾野委員に会長をお願いしたいと思います。が、いかがでしょうか。

<全員異議なし>

(事務局長良) ありがとうございます。

それでは、皆さまご異議がないとのことですので、会長は徳尾野委員に決定をさせていただきます。恐れ入りますが、後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(徳尾野会長) それでは、会議次第の7番目、「会長職務代理者の指名」に移りたいと思います。会長の職務代理者につきましては、先ほどご覧いただきました芦屋市都市景観審議会規則第2条第3項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されています。従いまして、私のほうから小浦委員を会長の職務代理者と指名させていただきたいと思

ます。

それでは、会議次第の8番目、議事に移りたいと思います。

まず、会議の公開についての取り扱いでございますけれども、芦屋市情報公開条例第18条では、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定条件とは同条例第19条第1項第1号には『非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合』、第1項第2号には『会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合』と規定されています。

本日の議題のうち、諮問事項につきましては、情報公開条例第19条第1項第1号に基づき、非公開情報が含まれている事項の審議に該当するものとして非公開、報告事項につきましては、原則どおり公開とすることで、ご異議ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

(徳尾野会長) それでは、諮問事項については非公開、報告事項については公開ということにさせていただきます。

次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、増岡委員と平田委員にお願いしたいと思いますので、お二人の委員様、よろしくお願いいたします。

議事(2)の議題に進ませていただきます。

本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、諮問事項1件、報告事項2件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項といたしまして、『芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による特例許可』について、事務局から説明をお願いします。

議題(諮問事項)ア「芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による特例許可について」

上記の議題について、事務局より説明を受け、以下の点について審議を行った。

[主な審議内容]

- 特例基準を適用するための条件整理について
- 計画地において特例基準による許可を行う妥当性について

[結論]

- 本諮問事項については、宅地造成の協議を進め、地盤の計画を確定させたのち、再度の審議を行う必要があるため、継続審議とする。

議題（報告事項）ア「景観地区における認定状況について」

（徳尾野会長） それでは、報告事項は公開ということですので、本日、傍聴者はおられますか。

（事務局長良） 本日、傍聴希望者はございません。

（徳尾野会長） それでは、報告事項ア、景観地区における認定状況について、事務局から説明をお願いします。

（事務局岡本） それでは、報告事項ア 景観地区における認定状況について説明いたします。右肩に、報告事項アと書かれた認定状況の資料をご覧ください。景観審議会を前回開催いたしました平成30年8月以降、年度ごとの認定件数の一覧表でございます。平成30年度の全体の件数につきましては、（ ）内の数字をご確認ください。感染症の影響もあり、令和元年及び令和2年については、件数が減少しておりますが、令和3年度には、概ね平成30年度と同様の件数になっております。

（徳尾野会長） 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。如何でしょうか。よろしいでしょうか。

（質疑等なし）

ご質問、ご意見はないようですので、次の議題に移りたいと思います。

議題（報告事項）イ「芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について」

（徳尾野会長） 次に、報告事項イ、芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について、事務局から説明をお願いします。

（事務局岡本） アドバイザー会議の開催状況について、ご報告いたします。右肩に、報告事項イと書かれた資料のうち、A4縦書きの表が記載された資料をご覧ください。年度ごとの開催状況をまとめたものでございます。年度ごとに件数のバラつきがあるものの、件数としては、共同住宅が一番多くなっております。その他（事務所等）と記載しておりますのは、事務所や店舗等、住宅以外のものをまとめたものでございます。年度ごとの内訳については、次ページ以降に記載しております。

次に、A4横書きで、左肩に報告事項イと書かれた地図をご覧ください。

先ほどの一覧表を、地図に表記したものです。建物の種類ごとに色分けしております。阪神沿線から防潮堤付近では、共同住宅のみであるのに対して、JR近辺では事務所等の割合が多くなっております。また、北部や南芦屋浜では、比較的規模の大きな敷地が多いこともあり、戸建て住宅や、事務所等が混在しております。

非常に件数が多くなっておりますので、全部をご紹介することはできませんが、これらのうち、3件について、具体的な事例としてご紹介させていただきます。

A4横書きで、「景観地区における大規模建築物認定事例」と書かれた資料をご覧ください。まず1件目については、右下のページ番号2ページから4ページをご覧ください。六麓荘町の戸建て住宅です。3ページのパースはアドバイザー会議前のもの、

4ページのパースは、アドバイザー会議を経て変更されたものです。建築物の壁面や外構部分に自然素材を用いるなど、より景観に配慮した内容に変わっております。また、道路に面したフェンスの仕様を変更するなど、道路から見て、より敷地内の緑を感じることができるように変更しております。この計画に関しては、今回ご審議いただいた風致地区の特例基準を使わずに、一般基準に基づいて計画しております。建築物自体も道路から奥まったところに配置し、可能な限り植栽帯を設けるよう計画しておりますが、道路を歩く人の目線で見ると、道路に面する部分にある駐車場や玄関口が、やや目立つ格好になっております。

続いて、ページ番号5から7をご覧ください。国道43号より南側で、宮川に面した角地の共同住宅でございます。先ほどと同様に、アドバイザー会議前後のパースをご覧ください。会議後のパースをご覧くださいと、沿道沿いや敷地の角の部分の植栽を充実させていることが分かります。外壁自体に大きな変化はありませんが、植栽のつくり方を工夫することで、人の目線での見え方は大きく異なります。

最後3つ目に、8から10ページの事例をご覧ください。

今回ご審議いただいた案件ともほど近い山手エリアの共同住宅でございます。9ページのアドバイザー会議前のパースを見ると、右側に見えるコンクリート製の塀がむき出しになっていることが分かります。それに対して、アドバイザー会議後の10ページのパースを見ると、十分な量、高さの植栽を配置することにより、沿道を緑で彩ることができるよう変更されています。

どの事例にも共通しますが、アドバイザー会議において、道路からの見え方に十分な配慮を行うようアドバイスが行われていることが分かります。

以上で、事例紹介とともに、アドバイザー会議の報告とさせていただきます。

(徳尾野会長) 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

如何でしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑等なし)

これで予定されていた議事はすべて終わりました。

(事務局長良) 皆さま、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。

(徳尾野会長) ありがとうございます。

それでは、次に、会議次第の9番目、「その他」でございますが、事務局より1点ございます。

(事務局長良) 次回の審議会の予定ですが、本日の諮問事項が継続審議となりましたので、計画の状況次第ではございますが、11月上旬に開催したいと考えております。詳細につきましては改めてご案内させていただきます。

また、市民委員の中前様には10月末を以て今期の任期は満了となります。まずは事務局から2期にわたり委員をお引き受けいただいたことに厚くお礼申し上げます。

その他については以上でございます。今後ともよろしく願いいたします。

(徳尾野会長) それでは、本日の審議会は以上となりますので、閉会をいたします。

委員の皆さま、誠にありがとうございました。

閉会